# でののででは、公司の問題の自のは



制度の維持・運営と加入者の健康を支える大切な財源です。 ときの医療費にあてる相互助け合いの制度です。国民健康保険税は、 いに協力して掛金(国民健康保険税)を出し合い、病気やけがをした国民健康保険は、万が一の病気やけがなどに備えて、加入者がお互 納めましょう! 納期内に

支援金分・介 支援金分・介	24年度の税率等年度と同じです。 年度と同じです。	されます。本年のみ)を合算しから64歳の加入	と後期高齢者支援金等分(以国民健康保険税は、医療分ます。	記表①~③項目の3方式で算である国民健康保険の重要な財源国民健康保険の重要な財源
1)所得割	②均等割 〈1人あたり〉	③平等割〈1 特定世帯以外	世帯あたり〉特定世帯	④課税限度額
7.5%	20,000 円	20,000 円	10,000円	51 万円
1.7%	2,000円	2,000円	1,000円	14万円
2.0%	6,000 円	5,000 円	5,000 円	12 万円

| 5,000円 | 12万円 ①所得割…

③平等割…… 1世帯にいくらと計算

4課税限度額……

※特定世帯とは

療制度に加入したため、 制度に加入したため、国民健康保険の加入者が国民健康保険に加入していた方が後期高齢者医 人となった世帯

## 納税義務者と納付方法

していても、世帯のどなす。世帯主が国民健康保 せられます。 入している場合は、世帯主たかが国民健康保険に加 義務者は世帯主となりま 国民健康保険税の納税

率等は表のとおりです。

1)所得

納税通知書及び納付書は世帯主に交付します。

②均等割……加入者数に応じて計算 し引いた後の額に税率を適用して計算 加入者の前年の所得から33万円を差

上

世帯に課税される年税額の

いる場合は、世帯主に国民健康保険税が課

区分

医療分

支援金分 介護分

> されます。 扱いとなりません。 に加入されている方は、 平成24年度分は7月に郵送しますが、 特別徴収(年金天引き)分は納税組合 各納税組合を通じて送付 納税組合

> > 16

け出の口座から自動的に引き落としになります。替の手続きをされている方は、各納期限の日に見の会計窓口で納めていただきます。また、口座に 庁舎、 2舎、分庁舎及び各総合窓口センター、納付については、近くの金融機関や市 各納期限の日に届 市役所 出張所) 口座振

年金からの天引きを特別徴収と言います。 納付書、 または口座振替による納付を普通徴収

## 《特別徴収の対象となる方》

いる方です。 次の条件を全て満たして

ること 民健康保険の被保険者であ 納税義務者 ·賦課期日 (4 月 (世帯主) が国 1 日 に

国民健康保険の被保険者が、 全員65歳以上75歳

円以上であること 未満であること 納税義務者の特別徴収となる年金受給額が18万

計額が年金給付額の2分の1以下であること ・納税義務者の介護保険料と国民健康保険税の合

ため、 期 替)となります 特別徴収初年度の方は、 (9月末)分は普通徴収(納付書又は口座振 第 1 期 (7月末)、 第2期(8月末)、 開始が10月からとなる 第 3

し出により可能です。 特別徴収から口座振替に 特別徴収から口座振替に 要件に該当する場合は申 による普通徴収  $\mathcal{O}$ 納付

#### 平成24年2月の年金天引き額と同額です。 ※平成2年度の4月・6月・8月の仮徴収額は、▼特別徴収月=4月・6月・8月・10月・12月・2月 差額分がある場合はその後調整されます。 7月に決定する年税額にかかわらず天引きさ 仮徴収

## ▼普通徴収の納期

第4期=10月末	第3期=9月末	第2期=8月末	II 7 月	
8期 2月	7 期 Ⅱ	6期=12月	II	

## ■国保税の減額

要あ れます。 介護分それぞれの均等割額・平等割額の7・5 ・5割・2割となり、 基準以下の場合は、 2割の額が軽減されます。 世帯主と世帯主以外の加入者の所得の合計額が りません。 軽減割合は、 均等割額・平等割額が減額さ 軽減額は医療分、 次の判定基準に従って7割 申請等の手続きは必 支援金分、

	国保税の軽減							
×35万円+35万円以下の場合	入者数+特定同一世帯	×24万5千円+33万円以下の場合世帯主を除く特定同一世帯所属者数)	33万円以下の場合	軽減判定基準額				
ي آ	2 割	5 割	7 割	軽減割合				

この資格を喪失した日の前日の月以降5年を経過す 移行したため国保の被保険者資格を喪失した方で、※特定同一世帯所属者とは、後期高齢者医療制度に るまでの間に限り、 継続して同一世帯に属している方。

## 《判定の対象となる所得》

- 者がいる場合は、 年の合算所得により判定します。 の世帯主、被保険者及び特定同一世帯所属者の前 · 平成24 軽減対象になりません) 日現在の国民健康保険加入世帯 (※所得未申告
- の事業主の所得として判定します。 ・青色専従者給与額又は事業専従者控除額は、 そ
- で判定します。 土地等の譲渡所得については、 特別控除前の額
- から15万円を控除した額で判定します。 ・65歳以上の方の公的年金等の所得は、 年金所得

# 《非自発的失業者への軽減制度》

です 給与所得を100分の30とみなして算定するもの資格者及び特定理由離職者の方について、前年の た失業者の方々について、新しい軽減制度が設け られています。この制度は、 平成22年4月から、 倒産や解雇などで職を失っ 雇用保険の特定受給

ただく必要があります。 センター の受給者資格証と印鑑を必ずご持参くださ この軽減を受けるためには、 要があります。届出の際には、雇用保の国民健康保険の窓口で届出を行って 本庁、 各総合窓口 雇用保険

### ■国保税の減免

認められると一時的な救済措置として減免される限の延長や猶予を行っても、なお担税力がないと次の①~③のいずれかに該当する場合で、納期 所有する財産に多大な損失を被っ①震災、風水害、火災等の災害に に申請書等を提出していただくことになります。 場合があります。 ③のいず なお申請は、納期限前7日まで 火災等の災害により加入世帯の

> ③失業、疾病、負傷等やむを得ない事情により、れに準ずると認められる場合 ②生活困窮のため公私の扶助を受けている又はこ

な場合 所得が皆無又は著しく減少し、 生計の維持が困難

## ■国保税を滞納すると

があります。ればならない場合 を滞納すると、 災害など特別な事情がないのに国民健康保険税 一旦医療費を全額自己負担しなけ (被保険者資格証明書の交付)

割納付などの納税相談においでください 納税が困難なときはそのままにせず、 早めに分

# ■国保税の納付は口座振替で

け、 口座振替をぜひご利用くださ 継続されます。 に引き落とされ、 口座振替にすると、 納め忘れの心配もありません。 納期ごとに納めに行く手間もはぶ 一度手続きをすると翌年以降も 金融機関の口 便利で安心な 座から自 動的

③通帳届出印をお持ちになり、 (市内の金融機関は全て指定済) し込みは、①国保税の納付書、②預 で手続きをしてお指定金融機関

#### 0 お問 い合わせ先

阿仁総合窓口と森吉総合窓口と 合川総合窓口センター 市民課国保年金班 税務課収納班 税務課市税班 センター センター (収納) 8 8 8 8 8 8  $82\ 72\ 78\ 62\ \overline{62}\ \overline{62}$ 2 1 1 3 2 5 2 8 5 6